

廃琉置県直後の沖縄県庁運営の実相：首里王府役人の採用をめぐる問題を中心に

前田，勇樹

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

209

(終了ページ / End Page)

242

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012796>

廃琉置県直後の沖縄県庁運営の実相

―首里王府役人の採用をめぐる問題を中心に―

前 田 勇 樹

はじめに

本稿では、一八七九（明治一二）年四月の沖縄県設置（廃琉置県）直後における沖縄県庁の実相として、県庁による官吏登用過程、とりわけ首里王府役人の任用過程を中心に考察を行う。一八七九年四月四日、沖縄県設置の布告により琉球藩が廃止されると、それに伴い首里王府から沖縄県庁へと行政組織の移転が始まった。同年四月から一月は首里王府から沖縄県庁へ行政機構の引継ぎが行われた時期であり、本稿はその最終段階である同年八月末から一〇月上旬までの動向に焦点を当てたものである。

【資料1】 沖縄県職員録

	(役職)	(本籍地)
鍋島直彬	(県令兼判事)	東京
原忠順	(少書記官)	東京
脇屋端	(御用掛准奏六十円)	静岡
浦添朝昭	(八等出仕)	沖縄
富川盛奎	〃	沖縄
松村操一	(二等属兼判事補)	長崎
田中馨治	(四等属)	長崎
森謙吾	〃	長崎
河井淡	(五等属兼判事補)	山口
深崎廉二	〃	東京
堀江信成	〃	長崎
永田佐次郎	(六等属)	長崎
平野候次郎	〃	東京
岡本浅雄	〃	長崎
長谷川彌学	(七等属)	東京
井手範●	〃	長崎
坂本行篤	〃	東京
織田良益	(十四等出仕)	長崎
川村三二	(八等属)	静岡
境野大吉	〃	東京
愛野超一	〃	長崎
野田麗之助	〃	長崎
眞島宣徳	〃	長崎
北御門弘治	〃	長崎
廣瀬鋼次郎	〃	東京
藤井治幸	〃	鹿児島

	(役職)	(本籍地)
斎藤利右衛門	〃	千葉
武富忠主	〃	長崎
古賀虎次郎	〃	福岡
山田正	(同三十五円)	愛媛
摩文仁賢貞	〃	沖縄
津波古政衛	〃	沖縄
岡松真彦	(同三十円)	不明
當間嘉平	〃	沖縄
山口保敷	〃	沖縄
宮城世昌	〃	沖縄
佐久川嘉苗	(同二十五円)	沖縄
親泊朝啓	〃	沖縄
比屋根安祐	〃	沖縄
名城嗣知	〃	沖縄
普天間助業	(同二十円)	沖縄
池原嘉保	〃	沖縄
安田嘉辰	〃	沖縄
宜野山朝忠	〃	沖縄
與古田良長	〃	沖縄
山里義每	〃	沖縄
大田朝明	〃	沖縄
伊波與應	(同十五円)	沖縄
小野正尊	(同十二円)	長野
菊村睦雲	〃	沖縄
寺原長輝	(二等警部)	鹿児島
石原鐵衛	(七等警部)	鹿児島

	(役職)	(本籍地)
三澤元雄	(今帰仁番所)	福岡
木山市衛	(慶良間島番所)	島根
佐伯譲之助	(豊見城番所)	東京
青木光包	(越來番所)	堺
愛野繁三	(東風平番所)	長崎
荒木逸平	(名護番所)	長崎
勝屋弘道	(恩納番所)	長崎
中村平八郎	(佐敷番所)	長崎
大塚敬六	(首里役所)	長崎
	御用掛	
重信傳藏	(與那城番所)	鹿児島
小佐々周平	(八重山島番所)	長崎
草場道生	(大宜味番所)	長崎
越川重平	(久志番所)	千葉
関谷侃	(伊江島番所)	大分
	那覇警察署	
田野熾	(七等警部)	鹿児島
川上親晴	(十等警部)	鹿児島
緒形惟則	(十等警部)	鹿児島
同久米島分署	〃	
橋口軍六	(十等警部)	鹿児島
同宮古島分署	〃	
朝武士干城	(九等警部)	青森
同八重山分署	〃	
中村邦彦	(八等警部)	鹿児島

谷口復四郎	〃	長崎
坂本成則	(十五等出仕)	長崎
伊奈訓	(九等属)	新潟
平井連三郎	〃	長崎
松本茂	〃	福岡
秋永桂蔵	〃	東京
齋藤麗正	(十等属)	愛媛

中川四郎	(八等警部)	鹿児島
白石幸意	〃	鹿児島
岡村徳兵衛	(九等警部)	群馬
林信	〃	宮城
吉川省吾	〃	長野
内田孝太郎	〃	茨城
上柳久徴	(久志番所)	神奈川

松下兼清	首里警察署	鹿児島
江口善吉	(八等警部)	鹿児島
同羽地分署	(十等警部)	鹿児島
隈元楨三	(十等警部)	鹿児島

※鍋島直彬と原忠順の本籍地は東京となっているが、両者とも出身は鹿児島藩（当時長崎県）である。
 （大橋新太郎編『官員録 明治二一〜明治二六年乙』博文館、一八七九〜一八九三年より作成。）

当時の社会状況を簡単に述べると、明治政府による一方的な「琉球処分」¹⁾に対し、首里士族を中心に新県への不服従運動や清国への脱出などの抵抗運動が県内全域で展開されていた。しかしながら、処分官および県庁の強硬な姿勢によって同年五月の国王尚泰の上京、一〇月の三司官の県庁採用を通して、王府から県庁への実質的な行政の移行は完了する。この過程を通して完成した県庁組織が明治一二年の『沖縄県職員録』²⁾「資料1」である。「資料1」からは、まず県庁人員のほとんどが内地（日本本土）出身の官吏によって占められていることがうかがえる。この点はすでに先行研究によって指摘されており、菊山正明は「沖縄県庁の人員構成は、庶務部門における長崎出身者、警察部門における鹿児島出身者というように、長崎・鹿児島両県の藩閥的色彩が非常に濃厚であるところにその特徴があった」と述べ、県庁の「庶務部門」が鍋島の出身地である長崎出身者によって占められているこ

とを明らかにした。⁽²⁾そして、この県官吏に含まれる二十名の沖縄出身者は、そのほとんどが「表十五人衆」をはじめとする首里王府の上層役人たち（以下、王府役人）であった。彼らの任用経緯については、「琉球処分」研究において触れられており、王府役人を中心とした沖縄全域的な県政へのボイコット運動に対して県庁は警察を動員し、その暴力を通して県に恭順させたことや、そもそも旧支配層を取り込まなければ県内統治ができない状況にあったことが指摘されてきた。⁽³⁾

従来の研究の傾向として、当時の沖縄県庁を明治政府と同一視する傾向が見られる。例えば、西里喜行は新統治機構（沖縄県庁）の構築過程から「〈自治〉ぬきの、明治政府に直結した沖縄県政は、もっぱら明治政府（内務省）の設定した路線にそって動き出さざるをえなかったのである。」と指摘し、県庁を政府の出先機関として位置づけた。⁽⁵⁾また、金城正篤はその要因として、①他県人を中心とした政治行政、②権力装置（警察・監獄など）の素早い構築、③沖縄県地方予算が「国庫支弁」、④旧慣の存続を挙げている。⁽⁶⁾つまり、「自治ぬき」という機構的側面と、政策的側面の双方において政府に直結する形で創出された機関として沖縄県庁を位置付けていた。これに対して、森宣雄は「初期県政」を鍋島・上杉県政を指す用語として定義付けをおこない、県庁と政府の間において旧慣の処理をめぐる政策方針が中央政府とのあいだで統一されないまま、そこに紛糾を生じたと指摘する。⁽⁷⁾また、大里知子は政府が初期県令に求めたのは、琉球の士族階級を懐柔するための旧諸侯としての権威と手腕であり、また鍋島本人が政府の中央集権化政策に逆行しようとする意識があったわけではなかったにせよ、出

身藩勢力の移植という問題を生み出したことを指摘した。⁽⁸⁾

以上のような初期県政に対するこれまでの研究成果を踏まえつつ、本稿では従来不明であった初期県政の創出過程におけるその実相を現場の担当者（県令）である鍋島の視点から明らかにすることを目的とする。その際、従来この時期の基礎的史料として使用されてきた喜舎場朝賢『琉球見聞録』と松田道之『琉球処分』に加えて、本稿では鍋島直彬県令関連の史資料に着目し、より現場の実態に則した視点から考察を試みる。これによって、旧首里王府を消滅させて、県庁による新しいシステムを創出する過程において生じる中央と現場の間の矛盾や、鍋島が新県においてどのような県政を展開しようとしていたのかなど、現場の実相が明らかになるだろう。

では、そもそもなぜ王府役人を設置されたばかりの県庁へ取り込む必要があったのか、鍋島県令赴任以前の段階における政府官吏の動向から見ていく。

一、王府役人採用の論理

廃琉置県に前後する時期において、すでに新県の創設において王府役人を取り込む必要は議論されていた。

一八七九年四月九日付松田道之・木梨精一郎宛の「復命書」には、当時地方役人の説諭に当たって

いた官吏から次のような意見が出されている。

旧藩王をして旧藩下一般の士民に告諭を布かしむるにあり。曰旧藩政中置く処、首里より郡村に在勤の吏員断然一旦之を廢し市民中希望或は人撰を以新に之を替置く可し。曰政庁を速に首里に移し、士民の心を一新せしめ而め旧藩政中地方の事務を担理し且地方に対し名望特達精廉の聞えある旧官吏数名暫く県官に混用し之をして地方旧慣の情に嚮はしめて民戸の治否を監み其成跡を考るにあり（傍線は引用者による。以下同）⁹⁾

この復命書には、「旧藩王」尚泰自身に新県へ従うよう管内に告諭させることや、郡村つまり地方行政において「郡村に在勤の吏員断然一旦之を廢し市民中希望或は人撰を以新に之を替置」くこと、また県庁を首里に移転した上で「旧藩政中地方の事務を担理し且地方に対し名望特達精廉の聞えある旧官吏数名暫く県官に混用」することなど、「旧藩王」をはじめ現地の人間の協力を得て県政運営を進めるべきとの意見が述べられている。

これを受けて処分官の松田道之は「先づ第一には土地人民を引渡す以前に於て旧藩王より旧管民に対し廢藩置県の事を告げ且以来新県の命令に従ふべき旨の布達を為すへし」と述べ、新県への協力を要請する布達を出すよう、尚泰と三司官に命じている。¹⁰⁾

また、「琉球処分方法」として松田は次のように述べる。

其処分の後に於ては、元是畏服にして心服にあらされは、陰顕百般の所為を以て政治の妨害をなし、最も困難なるは、土民字を知る者少なく、言語通せざるを以て政令を布き、政治を施すに、皆な士族以上の者を用ひて、之か媒介をなさしめざるを得ず。而して其士族は則ち不平徒なれば上意を偽伝し下情を詐申し、実に土人に便益なる事件も之を不便不益として告知する等、壅蔽離間至らざるなく、以て政治を妨害するの好手段となす⁽¹⁾

ここで松田が「最も困難なるは、土民字を知る者少なく、言語通せざるを以て政令を布き、政治を施すに、皆な士族以上の者を用ひて、之か媒介をなさしめざるを得ず」と述べるように、言語の不通などの理由により、王府役人の力を借りなければ新県の運営が緒につかない状況が見られる。

しかし、喜舎場朝賢によると、当時は「旧三司官等は帰て衆官吏と協議して以為土民一般心志を固め日本の命令を拒絶し以て清国の援兵を待つべし」という状況にあり、盟約書⁽¹²⁾を通して県内全域的な新県へのボイコットにより、実質的には行政停止状態にあった。このことは行政関係の書類提出や租税徴収の妨害など具体的な形として現れている。そのため、松田らは置県直後から王府役人に対して新県へ協力するよう説諭を繰り返し行い、各種行政関係の書類提出を求めるが、思うようには進まな

かった。

以上のことから、王府役人の県庁への採用（取込）という政策が、廃琉置県前後の時期から既に処分官をはじめとする政府官吏の間で議論されていることがわかる。この背景には、旧王国体制の突然の廃止による諸業務の混乱や、言語の不通などの事情から、彼らの協力を得なければ新県運営が緒につかない状況があった。

そして、同年五月に松田が藩王尚泰を上京させ、処分官としての職務を完了して沖縄を去ると、首里王府から県庁への事務引継や王府役人への説諭は、同月に赴任した初代県令鍋島直彬に引継がれる。鍋島は赴任当初の沖縄の状況について次のように述べており、対外的にはその県政を誤ることは国際問題に繋がり、「清国政府は必ず言はし、日本政府不義の処置を為し、力を以て小弱国を壓取せんとせしも、国人義を守て服せず。日本既に他の属国奪有せんとし、而して一国の人民を苦しむ罪問へしとの事起るは、実に我大日本帝国の汚辱にして、各国の慢侮嗤笑を蒙らん。」¹⁴としている。また、県内部においても「士族輩は依然として県官を視る俄敵の如く間切番所に大石を投し、警察署に瓦礫を擲け、甚しきに至ては石を属官に投し、其足を傷る如と狼藉枚挙するにて違あらず。」という状況であり、鍋島は自らが置かれた状況について「実地の状況全く敵地中に孤立するものと一般なり」と評している。¹⁵当時の国際情勢について、西里喜行は琉球「所属」問題の国際化を怖れる明治政府が廃琉置県を断行し、琉球王国の宗主国であった清国も廃琉置県の現実を認めたわけではなかったが、「廃琉置

県処分前後において、清国（洋務派）の対日外交の基調―日清提携路線―は一貫して変わることなく維持された」と述べる。¹⁶ また、廢琉置県以前に中国へ密航していた向徳宏（幸地親方朝常）が、七月三日に福州琉球館から北上し天津で李鴻章に救国を請う嘆願書を提出すると、それ以降琉球士族の清国への密航（脱清）が相次いでいた。¹⁷

このように、当時の沖縄県政は国際問題に繋がる外交案件を抱えており、明治政府は外交上、琉球「所屬」問題をあくまで内政問題として処理する必要が生じていた。このような状況下において、鍋島も松田らと同様に王府役人の力を借りて県政を行う方針であった。鍋島は「一旦其不逞を糺し飽まで彼の輩をして畏服悔悟の心あらしめ、而して後徐かに寛典を以て之を処し恩撫德綏するに非れは、到底施治の諸に就く可らざりし。」として、「不逞」つまり県政への抵抗を糺問し、恭順させた上で「寛典を以て之を処し」、県庁をはじめとする行政機関へ採用しなければ県治を開始することはできないと述べている。¹⁸

では、次に具体的な採用に至る経緯について、「鍋島直彬県令関係綴」¹⁹所収の史資料を中心にみていく。

二、採用過程―探偵・説諭・拘留・恭順―

松田および県令心得木梨精一郎が沖繩を離れた後も、引き続き王府役人に対して警察による探偵と県官吏による説諭が続けられるが、八月に入ると事態は大きな動きを見せる。八月一日に八重山からの租税船が那覇港に入港し、王府役人たちが独自に租税を収納していたことが発覚する。このことについて、鍋島は以下のような報告をしている。

八月十八日八重山島より租税船到着。直に之を糺すに曰く、(マデ、由か) 昨年の貢租にもせよ、其儘旧藩吏より直に受取る可き理由なく。加ふるに甚た怪むべきあるを以て、追々租税の取調を厳にせし処、遂に旧藩吏等竊に租税を収奪せし¹の緒を得。愈慎密の探偵調査をなせんに、貢納の布類其他擅収少からず、八重山島より到着の貢納積船も全く前年の租税に非らざる¹明白せり。随て各間切に於て吏員輩命令を遵はす、逃匿隱避私に役所を設け密に旧藩の政治を維持し必復旧を謀らんとするの密事も発覚するに至れり。而して最我政令に服従せざる元素たる一事件をも其証を挙るを得たり。各間切吏員輩及士族輩血署して盟約を為せんものあり(中略)蓋し士族輩に亡国の思を為し、復藩の念已まざるより、我を視る俄敵の如くなりし⁽²⁰⁾

この租税船の一件によって、王府役人による租税の収納が発覚しただけでなく、旧来の役所とは別の役所を設けて新設された県庁に対して抵抗していたこと、各間切役人と首里士族の間で血判による盟約が取り交わされていたことが同時に発覚した。また、鍋島は「処分官及内務書記官木梨にも、旧藩吏士族輩の命令を奉せざるには甚困却。遂に彼の詐譌に陥る位にして、彼の陰謀斯の如くなる」を知らざりし。」とも述べており、⁽²¹⁾ 県官吏たちはこの八月段階で王府役人の「陰謀」を知ることになったのである。この「陰謀」発覚後の動きについて、「旧藩吏等採用及び各間切諸島将来事務着手上に関する義に付上申」(以降、「上申書」)⁽²²⁾ や『琉球見聞録』には詳細な記述が散見される。以下、その一部を引用しながら八月下旬以降の動きを見ていく。

「上申書」中に八月二〇日の出来事として、次の記述が見られる。

八月廿日首里大美殿へ引継事務既に粗整頓したらんとする際に望み、同所へ少書記官原忠順を出張せしめし、筆者等も序に出頭し居り候分は、即座に別紙写の通辞令書相渡し、旧三司官及旧物奉行等へは即刻呼出にて或は名代を以て、是亦別紙写の通り辞令書相渡候⁽²³⁾

つまり、引継事務がある程度整頓したことを機に、原忠順少書記官(鍋島の側近)を大美御殿へ出張させ、引継事務に出頭していた筆者や三司官をはじめとする王府役人に対して「辞令書」を発給し

たのである。原は翌日までに受書（受諾書）の提出を命じて、この日は那覇へ戻っている。翌二一日、県庁官吏が大美御殿に赴き、「浦添富川兩人へ受書差出し候様、出張之属官より申聞候処」と受書の提出を求めると、旧三司官である浦添親方と富川親方の二人は「得分御請難申上趣にて、別紙写の通辞表差出」し、これに続いて物奉行や筆者など他の王府役人からも同趣旨の辞表が提出された。²⁴これを受けて、明くる二二日に再度原少書記官が大美御殿へ出張し、三司官と面会して一旦謝罪を受けるが、再度同趣旨の辞表が提出される。「上申書」には、この辞表の写しが添付されており、以下のよう

に述べられている。

沖縄県顧問被仰付、御書出拝承奉り、御請可仕之処、廢藩の御処分を蒙り候儀、畢竟我々取計行届かざるの致す所と人民に対し面目なく、勿論旧藩王上京離別の情に不堪憂悶に及び候次第御座候間、何卒御免被仰付被下処奉願候也

明治十二年八月廿二日

浦添親方

沖縄県庁御中

富川親方も右同文

沖繩県御用係被仰付、御書付奉拝承御請可仕の処、廃藩の御処分被仰付候上、旧藩王上京離別の情に堪へず憂悶に及び、今程役職相勤かたく次第御座候間、何卒御免被仰付被下処奉願候也

十二年八月廿二日

伊野波親方以下

伊波筑登之親雲上迄右同文

沖繩県庁御中⁽²⁵⁾

この辞表を見ると、県官採用辞退の主な理由として「畢竟我々取計行届かざるの致す所と人民に対し面目なく」「旧藩王上京離別の情に不堪憂悶に及び」などの理由が挙げられており、廃藩を不服とする文面は避けられていることがわかる。

辞表の再提出を受けて、原は再度三司官以下の王府役人を呼び出して説諭を試みるが、両者の話し合いは平行線のまま終わる。また、その際の伊江親雲上の発言を受けて、県の対応が説諭から警察力による弾圧へ転じている様子が見てとれる。

伊江親雲上申立るに抑旧藩吏に於ては勿論廃藩御処分は不腹なりと云ふ、抑当琉球は独立国なり、或は両属なり。大和所属より廃藩の御処分は不服なり、仍て藩王上京の事を憂悶すと云、(中略)

暫ありて、最前申立たる義は失言に付、取消無様申出候得共、現に明言したる義ニ候得は、決て失言との申訳は難相立旨呵責し、退座せしむ（中略）仍て最前暴言を發したる伊江親雲上義は、尚尋問の次第有之に付、留置致旨相達す。然るに当所は素より留置所等も無之に付、首里分署に托し置き⁽²⁶⁾

伊江親雲上はその後数日に渡つて尋問を受けた上で解放されているが、この拘留からもわかるように廢琉置県が不服であると表明することはタブー化されており、これを表に出さない形で王府役人たちが県への抵抗を続けていたことがわかる。また、前述したように県庁は國際關係の外交上、「日本政府不義の処置を為し、力を以て小弱国を壓取せんとせしも、国人義を守て服せず」という状況であつてはならなかつた。そのため、実態として王府行政が独自に継続していたことが發覺し、意識的な面においては王府行政の担い手である王府役人の中から「廢藩御処分は不服なり」「当琉球は独立国なり」との發言があり、その双方が表面化した以上、力づくでも速やかに彼等を恭順させる必要が生じた可能性も考えられる。

伊江親雲上の拘留以前にも、八月一八日には八重山からの貢納品の件で既に安室親方・津波古親雲上の兩人が拘留されているが、伊江親雲上の拘留以降、県は警察を動員して首里から各間切離島に至るまで、抵抗する王府役人の拘留を本格化させている。その様子は『琉球見聞録』に記されており、喜

舎場は「旧定役及び旧役場旧諸座諸蔵の役人各間切下知役検者捌理役且宮古八重山各離島在番頭役等、毎日漸次に拘引し、凡そ百有余人旧客館及び旧砂糖座に留置し、交々引き出し、嚴に拷糺を為す。其拷糺は縄を以て両手を縛繫し、屋梁に懸け、杖朴を以て痛く毆撃す。其苦楚慘酷を極む放声啼哭二三町に聞ゆ。之を聞くや、人皆疾首疼胸し、戰慄震懼せざるなし」と記述している。⁽²⁷⁾ 前述した「上申書」においても、「陰謀」の發覺を受けて「直に属官警吏等を四出し、百方説諭且陰謀の巨魁は一々これを糺問し、一時警察署に拘留せり。其数殆三四百人」と記されており、⁽²⁸⁾ 数百人単位の旧役人たちが警察に拘留されたことがわかる。

同年九月一三日に浦添親方が旧客館へ拘引されると、富川は王府役人を中城御殿に集めて協議し、これまでの罪を謝罪し、行いを改める旨の嘆願書を提出した。

旧藩吏諸卿島士族の者共之中、不都合の廉を以て多数御拘留被仰付候に付ては、実に恐縮。右者全く私共廃藩の際倉卒繁劇自然事務上不行届の処より、前條の件を醸し甚だ以て恐懼至極奉存依て、爾後萬緒不都合無之様、勉強敢て引請。必ず取計ひ可申萬一将来に不都合醸生し候はゞ私共に於て其責を荷担可仕候條、何卒前踵之情実御憐察の上、特別の仁恤を以て右旧官吏及士族共の科過御宥免被仰付被下度奉存候。伏て奉歎願候也。

明治一二年九月一四日

旧衆官連署⁽²⁹⁾

この嘆願書では、これまでの士族層の抵抗は自分たちの職務不行届によって生じたため、今後このような事が起きないように尽力するという内容が述べられ、「特別の仁恤」を以て罪を許してほしいと嘆願している。つまり、旧王府役人たちの中で、県庁への態度が抵抗から恭順へと方向転換したことが確認される。その理由として、「日本人の強暴当るべからず、暫く仮に其命令に応じ、以て清軍を待つべし」と富川らの協議で議決したと、喜舎場は記している。⁽³⁰⁾

この動きに対して、鍋島は「輕易に之を宥せず」としながら、「旧藩吏其他大に謝罪悔悟、総て謝状を出し、初めて県庁の命令を奉ずるに至る」と述べている。⁽³¹⁾これによって旧三司官は県庁の顧問となり、その他王府役人の主だった人物も県職員として採用された（資料1参照）。彼等が初めて県庁に出仕するのが一八七九年九月二四日であるため、⁽³²⁾鍋島が赴任してからここに至るまでに半年近くを費やしたことになる。また、同時進行していた行政書類の引き継ぎと合わせて、この王府役人の採用は首里王府体制の実質的な「行政の解体」であり、藩王尚泰の上京を「王権の解体」と捉えるならば、これと合わせて実質的な「首里王府の解体」と捉えることができるだろう。また、これは同時に沖縄県庁に一元化された地方行政のスタートとも言える。

三、王府役人採用をめぐる明治政府と沖縄県庁の矛盾

(一) 伊藤博文（内務卿）の反応

これまで見てきた過程を通して、王府役人は沖縄県庁へ取り込まれ、改めて県庁主導の沖縄行政が開始する。では、この県の政策（方針）に対する明治政府の反応とは、一体どのようなものであったのだろうか。また、この政策の実行は明治政府の方針に従ったものであったといえるのだろうか。この点について、鍋島の上申に対する内務卿伊藤博文の反応を見ていきたい。十月八日付で伊藤は、鍋島県令宛に次のような内達を出している。長くなるが全文引用する。

去月十八日付を以て、県治上処置振りに付ての具申書を熟閱候処、畢竟島尻地方の陰謀露頭より、恐怖の餘り恭順の体を表したるものにして、決して真に悔悟したるものに無之のみならず、僅に一隅の十有餘間切及び首里那覇の旧官吏輩の状況を変したる迄にて、全島の形勢に至ては、未だ其如何を知る可らざる処、之を以て県治施行の場合に立至りたるものと視認めて、直に其所犯の盟約一條等を寛大に附し及び、旧三司官等を採用する如きは甚だ不可然。元来各二ヶ條の所犯は共に皆重大の事件に付容易に寛典を論す可らざる事理に有之。然れども其県の義は内地府県と同視す可らざる事情有之を以て、政畧上特に寛典を行ふとも、其活用の効力を失はざる様之を施

さ、れは、遂に徒事に属す可し。依て先づ彼等所犯の二ヶ條は十分糺問を遂けて、其指示教唆者を明にし、就中盟約一條の仰日記の如きは首里旧評定所の手に成りたるものと視認むべき形跡に付、其根源迄も推究の上旧三司官等は固より之に關係したる旧官吏等の罪科は寸も之を假さず大に之を論すへきものとして嚴重之を督責し、遂に彼等をして悔悟謝罪、自ら寛典を乞ふて不止の場合に至て始めて寛典の事を論すへき筋に有之候。然れども、其寛典を論するも只彼等悔悟謝罪の陳述又は書面を出す等の処文（分か）のみにて其実効を顯はさるに於ては之を容る、筋に難至に付、専ら其実効を以て悔悟謝罪の誠意を表し候様、督責可有之。其实効は則ち無他旧三司官等は自ら全島の諸間切を巡廻して県命に服従する様尽力するに有之、此時に於ては其官も自ら出張して彼等の所行を監督し且其官に於ても親しく説諭尽力可有之。尤も其説諭は只に間切の役人に対するのみならず各村人民の重互たるものを召集して直接に説諭するにあらざれば其効能無之候条、厚く注意可有之、而して遂に彼等の実効を表したるに於ては、其事情を具して寛典処置を伺出可有之、否らずして只過日具申書中所掲丈の形況に依て寛典を論する時は、却て措置を誤り乏しからずして又彼等の侮慢奸計を逞くする必然に可有之。抑も為来県治の行はる、と否らざるとは實に此機会に有之候条、時機を不失様取計所有之、於委曲の儀は木梨書記官に口授致し置候に付願出可有之。此如及内達候也

明治十二年十月八日内務卿伊藤博文

内務卿伊藤博文印

沖縄県令鍋島直彬⁽³³⁾殿

前述した「上申書」は、県庁が警察を用いた強硬手段に出て間もなくの九月三日付で内務卿伊藤博文に宛てた「上申書」であるが、この内達からその後同月一八日付にも上申がなされたことが判明する。この一八日付上申の内容は管見の限り不明であるが、「鍋島直彬沖縄県令関係綴」中には「九月十八日田子浦丸ニテ警視出張所安楽警部帰京ニ託シ鹿児島ヨリ」と付された次のような電報が残っている。

電報 仮名ニ直ス

本月三日上申之末嶋尻地方十六日迄ニ總テ奉命日々事務相運候委曲ハ郵便ニ付シ及上申候也

沖縄県令鍋島直彬

内務卿伊藤博文殿

このことから、九月一四日の王府役人からの嘆願を受けて、県庁が同月一六日に彼等のほとんどを服従させたことが推測される。鍋島から伊藤への九月三日付と九月一八日付の二通の上申が、伊藤の

鍋島へ対する内達の根柢となつてゐるのだらう。

伊藤の「内達」において、まず特筆すべき点は「直に其所犯の盟約一條等を寛大に附し及び、旧三司官等を採用する如きは甚た不可然」と述べている箇所である。伊藤は三司官など王府役人が「真に悔悟したるものに無之」ことを見抜き、この恭順が警察力の動員と「島尻地方の陰謀」³⁴に対する恐怖から出た表面的な謝罪であることを指摘している。そして、王府役人たちが「自ら寛典を乞ふて不止」状況になり、自ら進んで全島の諸間切に対して県庁への服従を説諭するような状況にならない限りは、「寛典」つまり県庁への採用を施してはならないと述べている。前述した『琉球見聞録』に記された「日本人の強暴当るべからず、暫く仮に其命令に応じ、以て清軍を待つべし」という恭順の議決内容や、一八八二（明治一五）年に県顧問の富川（旧三司官）が清国へ脱出することを鑑みれば³⁵、この内達における伊藤の指摘は的を射たものであったといえる。この内達から見える政府（伊藤内務卿）と県庁（鍋島県令）の統治方針について、西里喜行は次のように指摘する。

伊藤博文から鍋島直彬への書簡は、沖縄社会の状況や県政に対する鍋島と伊藤の認識や対応の違いを示す史料として興味深い。伊藤の考え方の基調は暴力的・強圧的な方法で旧三司官はじめ旧役人層を徹底的に屈服・服従させることだが、鍋島県令らは伊藤の指示が届く前に、既に旧三司官の嘆願書を受け入れ、県庁顧問に就任させるなど琉球社会の内部から県政協力者を獲得し、分断

する方針へ転換していた。要するに、明治政府と県庁は「アメとムチ」の手段で対応する方針が共有していたが、伊藤はムチの手段に重点を置く立場に対し、鍋島らはアメの手法で分断を狙った。³⁶⁾

たしかに、西里の言う通り九月下旬以降の伊藤と鍋島の対応は「アメとムチ」として捉えることができ、王府役人の謝罪に対する両者の認識の違いにも表れているといえる。また、最終的に旧王府役人を採用するという点については、鍋島とも共通の方向性であるといえる。しかし、鍋島が「琉球社会内部」の分断を試みたという点と、明治政府と県庁が方針を共有していたという二点については、検討の余地がある。

この「分断」について、まず押さえて置かなければならない点は、「分断」の対象は「琉球社会」ではなく、あくまで新県に抵抗する旧王府の統治者（士族層）のことであり、その一部のエリート層ではなく、新県へ取り込もうとしたのか、それとも地方も含めて旧王府役人全体を新県へ取り込もうとしたのか、新県の創設過程から捉える必要がある。一章で検討した「琉球処分」以前の「復命書」においては、確かに「旧藩政中地方の事務を担理し且地方に対し名望特達精廉の聞えある旧官吏数名暫く県官に混用し之をして地方旧慣の情に嚮はしめ」と記される箇所から、王国時代の統治者（エリート層）の中から県政協力者を獲得しようとする方針が見られる。³⁷⁾これに対して、鍋島は前述した伊江親雲上の「失

言」に対して容赦なく警察へ拘留し、王府役人からの嘆願書に対しても王府役人の「総て謝状を出」すまで県庁への採用を見合わせるなど、「琉球処分」をあくまで内政問題として処理しようとする姿勢を貫き、県の問題として反抗する者には県令の「威厳」を以て対処した。つまり、鍋島の方針（方向性）はあくまで一部の協力者を作る「分断」ではなく、王府役人全体の掌握であつたといえるのではないだろうか。また、県庁は王府役人が恭順する以前から一方的に「辞令書」を発行するなど、地方も含めて旧王府の役人全体を改めて県として任命し直す方針で一貫しており、政策的な転換は見られない。警察力の動員も県庁へ掌握するための手段として捉えられるだろう。

二点目の明治政府と沖縄県庁が、方針を共有しながら沖縄統治を進めようとしていたのかという点については、次節において伊藤の内達に対する県庁の反応（対応）から検討したい。

（二）伊藤の内達に対する沖縄県庁の対応

『原応侯』中には、この王府役人採用に際して原が政府へ提出した稟申書の一部が記載されている。

彼等の挙動は、一は非常御処分の末、旧藩王を追慕する区々たる私情より出る婦女子の行為にて国家に不軌を企つる等の罪犯にあらず一は小役の者共へ俸禄を給するに向後絶へて財途なきを憂候念慮より出るのみにて真の贖罪にもあらざるべし、抑も沖縄の義は開闢以来一種独裁の体を為

したる末にて内地の各旧藩とは少しく性質を異にするもの有之候処俄に非常の御処分と相成廢藩置県倉卒之際殆んど方向に迷ひ右不都合の事件を醸出候と看做し警察上に於て非違を戒むる迄に止め求刑裁判に及ばさす極めて寛大の処置致度云々(応侯立案)³⁸⁾

この稟申書を要約すると、原はまずこれまでの王府役人の抵抗を「旧藩王を追慕する区々たる私情」によつて引き起こされた行為であるとして、決して反国家(日本)的な犯罪ではないことを強調している。また、琉球藩が内地の各旧藩と異なる事情を有していたため、廢藩の際に大きな混乱が生じ、「不都合の事件を醸出」したとその理由を挙げている。その上で、対応としては警察による譴責までに止め、裁判によつて罪を裁くようなことはせず、「極めて寛大の処置」つまり県庁への採用や生活の保障を行いたい旨が述べられている。この「稟申書」中における旧藩王への追慕や廢藩による倉卒などの文面からは、前述した三司官らの嘆願書の内容を踏襲し、そのまま受け入れた内容であることがわかる。伊藤がこれに対して「決して真に悔悟したるものに無之」と指摘したことは、沖縄の現状に対する認識が異なる。前述した王府役人からの嘆願書提出後における、「輕易に之を宥せず」「旧藩吏其他大に謝罪悔悟、総て謝状を出し、初めて県庁の命令を奉するに至る」という県庁の対応によつて、伊藤の指摘をすでにクリアしたものと捉えることもできるが、ここでは置県当初の沖縄において、内務卿つまり明治政府からの内達より現場(県庁)の判断が優先された可能性を考えたい。鍋島の「上

申書」中には、旧王府役人への対応にあたつて、次のような記述が見られる。

此際属官警部等勢の為し難きに困惑し、地方官にして嚴猛の処置を為すは不可なり。再び政府に大処分を請ふに非されは、究竟県治を施くの時に至らざるべしと議論終りたり。余は篤く足下の言を信し疑はず。謂く地方の警察を左右するは地方長官の任なり。苟くも非違のものあれば之を糾する。其常なり。奚そ再び政府に処分を請ふの事あるへけんや。宜しく速に威嚴を以て、陰險なる士族輩を畏服悔悟するに至らしむへし⁽³⁹⁾

この記述からは、地方のことはあくまで地方で処理をするという鍋島の方針が垣間見えている。これは後に鍋島が辞任する直前の明治一四年頃において、既に辞職した県官吏や新県の視察に訪れた岩村高俊の復命書によつて、鍋島県令が「恣に旧慣ヲ変更シ風俗人情ヲ顧ミズ」という批判を受けていることにも共通するだろう。⁽⁴⁰⁾

以上のことから明治政府と県庁の方針の共有については、最終的に旧王府役人を採用し、新県体制に取り込むという方向性は共有していると言えるが、その方法については必ずしも共有しているとは言えない。伊藤が内達を出した十月八日の時点で、すでに旧三司官は顧問に就任しており、九月二四日には初登庁を行っている。そのため、鍋島らが伊藤の内達を受け取ったのは、ほぼ全てが片付いて

からの事であり、翌年（明治一三年）の「人事録」にも明治一二年のものと同様に王府役人の名前は記載されている。つまり、結果的に県がその政策を押し通したことがわかる。また、鍋島が「上申書」で述べているような地方のことはあくまで地方で処理をするという姿勢については、その後の動向にも表れているといえるだろう。本稿の主題である王府役人の採用をめぐる明治政府と沖縄県庁との一連のやり取りからは、置県直後の沖縄において、内務卿からの内達より担当者（県令）の裁量（方針）が現場において優先されたという新県運営の実相がみられるのである。

おわりに

本稿は沖縄県設置直後の沖縄県庁の実相として、新県の人事政策に着目し考察を行った。

旧王府役人を新県へ取り込む政策は、県政運営上の事情から沖縄県設置以前より既に議論されており、鍋島県令赴任以降も同様の方針が採られたものの、沖縄県設置に前後して政策のニュアンスは微妙に異なっている。「松田道之・木梨精一郎宛侯野他復命書」では、旧藩政中において地方行政を担当した有力者を県官として取り込み、地方行政を円滑化する提案がなされており、抵抗する王府役人の中に協力者を作り、旧統治者を内部から「分断」させる政策であった。他方、置県後の鍋島県政による人事政策では、一部の協力者を作るのではなく、王府行政組織全体を掌握することが目指された。

県政の意向としては、新県設置に抵抗する王府役人は一人もおらず、王府役人は全員新県に協力しているという体裁を整える必要があった。その理由として、鍋島の「上申書」中に「清国政府は必ず言はし、日本政府不義の処置を為し、力を以て小弱国を壓取せんとせしも、国人義を守て服せず。日本既に他の属国奪有せんとし、而して一国の人民を苦しむ罪問へしとの事起るは、実に我大日本帝国の汚辱にして、各国の慢侮笑を蒙らん。」と述べられるように、海外からの視線に対して、「弱小国」(琉球)を「壓取」したのではなく、元来日本帝国の人民であったという体裁を保つ必要があった。このような状況において、王府行政が秘密裏に機能していることや、それまで「廃藩」を「不服」とする見解を避けていた王府役人の中から、「廃藩処分」を「不服」とする意見が出たことは、王府役人に対する県の対応が強行策(警察力の動員)へ転換する一要因となり、県庁が目指した体裁の崩れる危険性を暴力的に排除する狙いがあったと考えられる。以上のような経緯を経て、県庁のとった強行策に対して、それまで抵抗を続けていた王府役人たちは方針を転換し、同年の九月下旬に県庁へ取り込まれた。

従来の観点ならば、ここで議論は終わる所ではあるが、本稿の主眼はこれ以降の明治政府と県庁の動向にある。この王府役人の県庁への採用に対して、沖縄統治の担当部長官である内務卿伊藤博文は「直に其所犯の盟約一條等を寛大に附し及び、旧三司官等を採用する如きは甚た不可然」と述べるなど、この時期における緩和的対応は尚早であるとして、さらに徹底した県庁への屈服・服従を求め

た。王府役人の方針の転換に関する『琉球見聞録』の記述を踏まえると、伊藤の「真に悔悟したるものに無之」という指摘は的を射たものであった。しかし、これに対して鍋島は、伊藤の内達を受けて以降も王府役人たちを県官吏としてそのまま雇用し続けた。原忠順の「稟申書」や鍋島の「上申書」を参照すると、県政運営上の問題は県の判断によって解決するという鍋島らの方針が垣間見えていた。その後の鍋島の動向を踏まえると、明治政府の新県統治に対する方針は「旧慣」の利用（据置）という大枠のみであり、具体的な統治の現場については、多くの部分で現場の判断が優先されていたといえる。また、前述した大里の指摘を踏まえるならば、ここに明治以前の幕末期における「為政者」（藩主）であった鍋島が、設置されたばかりの新県である沖縄県において、それ以前の経験を踏まえつつ再度「為政者」と成りえた（藩政を再現し得た）「余地」を見出すことができるだろう。

本稿での考察を通して、改めて新県統治の初期状況において、明治政府と沖縄県庁の統治に関する方策は必ずしも一貫したものではなく、県庁は大筋の方向性を踏まえつつも、政府の政策意図を忠実に再現したわけではなかったといえる。「初期県政」期に限っていえば、その後の諸政策や上杉県令との比較を通して、「初期県政」における華族（旧大名）県令がどれ程独自に県政を展開しようとしたのかなど、今後考察を深める必要がある。例えば、本稿の対象である鍋島は王府役人の県庁への採用に際して、王府役人による嘆願書の文面をそのまま享受し、それ以上は自らの判断で不問としたように、決して明治政府の意向をそのまま受け入れていたわけではなかった。この姿勢からは、鍋島の華族（旧

大名」としてのパーソナリティによって県政を展開しようとするある種の「徳治主義」的な側面が見受けられたといえる。このように新県統治初期においては、明治政府、鍋島県政さらには上杉県政など各々の統治に対する考え方（姿勢）は、異なっていた状況が見受けられよう。また一方で、明治政府によって一方的に「処分」され、弾圧的に新県へ組み込まれていった王府役人たちの思惑が、これら「為政者」の論理と一致するものでなかったことは『琉球見聞録』の記述からうかがえるだろう。

沖縄統治の初期段階および「初期県政」期を考察する上で、単純な「日本（明治政府）」対「沖縄（首里王府）」という二項対立構造で捉えるのではなく、本稿で明らかにしたような新県体制の創設過程における中央（明治政府）と現場（鍋島）の間でズレが現れてくることを捉えつつ、その中でいかに沖縄県の初期状況が形成されていったのかをみていくことが、今後の研究において必要であると思われる。

【注】

（１）現在この歴史用語について、「琉球処分」とはその歴史の一方の当事者、ここでは「処分」した側（明治政府）の用いた用語であり、客観性に乏しく不適切であるため「琉球併合」という用語で捉え直す見解が提示されている（波平恒夫『近代東アジア史のなかの琉球併合』岩波書店、二〇一四年等）。しかし、本稿では同時代の史料用語として使用されている点を踏まえ、「琉球処分」という用語を次のような定義で使用する。

「処分」という用語の語源には、その担当者である松田道之がそもそも「処分官」という役職であることに起因している。では、「処分官」である松田は何をもって「処分」を完了したことになるのだろうか。『琉球処分』における内務省とのやり取りから、松田の任務は次のように設定される。琉球藩による対清国関係断絶命令と裁判事務引き渡し命令の無視という言いがかり的な論理による①琉球藩の「廢藩置県」と、②国王尚泰の上京の二点であった。そのため、史料用語としての「琉球処分」は一八七九年三月二七日の「廢琉置県（沖縄県設置）」と同年五月二七日の藩王尚泰の上京を以て完了したと定義づけられる。これは、これまで狭義の「琉球処分」として解釈されていたが、筆者は用語自体の意味と琉球が日本へ包摂される過程への解釈は分けて使用するべきであると考ええる。

(2) 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』（御茶の水書房、一九九三年）三五二―三五七頁。

(3) 「表十五人（衆）」とは、首里王府の評議機関のメンバーの総称であり、三司官とともに王府政治の中樞を担った政治上の実力者であった。

(4) 金城正篤『初期県政』（『沖縄県史』二政治、琉球政府、一九七〇年）一五一―一五七頁。その他、旧王府役人の県庁への任用過程について述べた研究としては、大田朝敷『沖縄県政五十年』（おきなわ社、一九三二年）、我部政男『明治政府の成立と琉球処分』（企画部市史編集室編『那覇市史』通史編第二巻近代史、那覇市役所、一九七四年）、比屋根照夫『琉球復旧運動の軌跡』（前掲『那覇市史』通史編第二巻近代史）、田港朝昭『琉球処分』（沖縄県教育委員会編『沖縄県史』一通史、国書刊行会、一九七六年）、金城正篤『琉球処分論』（沖縄

タイムス社、一九七八年)、西里喜行『沖縄近代史研究―旧慣温存期の諸問題―』(沖縄時事出版、一九八一年)、菊山正明『沖縄統治機構の創設』(琉球新報社編『新琉球史―近代・現代編―』琉球新報社、一九九二年)、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇五年)、後田多敦『琉球救国運動―抗日の思想と行動』(出版社Mugen、二〇一〇年)、赤嶺守『琉球士族の反抗』(沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史』各論編五巻近代、沖縄県教育委員会、二〇一一年)、秋山勝『県令政治の実相』(前掲『沖縄県史』各論編五巻近代)、波平恒夫『近代東アジア史のなかの琉球併合』(岩波書店、二〇一四年)等が挙げられる。

(5) 西里喜行『沖縄近代史研究―旧慣温存期の諸問題―』(沖縄時事出版、一九八一年)一七頁。

(6) 金城正篤『初期県政』(琉球政府編『沖縄県史』国書刊行会、一九七〇年)一五九―一六二頁。

(7) 森宣雄『沖縄初期県政の挫折と旧慣温存路線の確立―旧慣温存論争の政治史面からの再検討―』(『待兼山論叢』三二、一九九八年)二六、四三・四四頁。森は「初期県政」の特徴として「①日本の旧藩主華族を県令とし、その権威のもとで、②琉球社会に対する県庁の支配権の安定確立ないし浸透に取り組むが、③旧慣の処理をめぐる政策方針が中央政府とのあいだで統一されないまま、そこに紛糾を生じ②の課題の達成を見ずに頓挫した」と指摘した。

(8) 大里知子『官僚知事の系譜』(財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史』各論編五近代、沖縄県教育委員会、二〇一一年)一二二―一二三頁。

(9) 「松田道之・木梨精一郎宛侯野他復命書」(沖縄県立公文書館所蔵) 参照。引用文中、旧字体は新字体に直しており、適宜句読点および傍線を付している(以下、同じ)。

(10) 松田道之『琉球処分』(横山学編『琉球所屬問題関係資料』第七卷琉球処分下、本邦書籍、一九八〇年、初出一八七九年)二〇四頁。

(11) 「琉球藩処分方法」(注10と同) 九五―九六頁。

(12) 喜舎場朝賢『琉球見聞録』(ベリカン社、一九七七年、初出一九一四年) 一一九頁。

(13) 盟約書を通した全域的な新県への不服従については前掲「琉球士族の反抗」に詳しい。その内容は「日本(政府)の命令を奉じて貫禄を受けるものは首を刎ねて赦すことなし」という厳しいものであった(注12と同 一三二頁)。

(14) 「鍋島直彬県令関係綴」(四)『鍋島文書』一卷、那覇市歴史博物館所蔵) 一五三頁。「鍋島直彬県令関係綴」四は、一八七九年五月の鍋島赴任から一〇月頃までの県内状況に関する報告書の写しと推測される。本史料は祐徳博物館(佐賀県鹿島市)「祐徳文庫」所蔵の鍋島家関係史料の内、沖縄関係のものを複写したものである。「祐徳文庫」は現在整理中であり、一般公開はなされていないため、本稿では、那覇市歴史博物館所蔵(一九九〇年二月二〇日受入)の「祐徳神社沖縄関係鍋島文書」(複製本)を参照している。また、巻号数(製本番号)および頁数は那覇市歴史博物館所蔵のものに拠る。以降、『鍋島文書』と省略して記述する。

(15) 注14と同 一五三―一五四頁。

(16) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇五年）三〇五―三〇七頁。

(17) 赤嶺守「琉球士族の反抗」（注8と同書に所収）七六―七七頁。

(18) 注14と同 一五四頁。ここでの「寛典」は、「三 王府役人採用をめぐる明治政府と沖縄県庁の矛盾」の項目で考察する伊藤博文からの「内達」中にも、県庁など行政機関へ採用することを表す用語として使用されている。

(19) 「鍋島直彬県令関係綴」および『鍋島文書』については注14参照。

(20) 注14と同 一五四―一五五頁。

(21) 注14と同 一五五頁。

(22) 本史料は『鍋島文書』に所収されており、「鍋島直彬県令関係綴」（二）にあたる。以下、「上申書」と記述する。

(23) 注22と同 七六頁。

(24) 注22と同 七六―七七頁。

(25) 注22と同 八六―八七頁。

(26) 注22と同 七九頁。

(27) 注12と同 一四四頁。

(28) 注22と同 一五五頁。

(29) 注12と同 一四六頁。

(30) 注12と同 一四六頁。

(31) 注22と同 一五五―一五六頁。

(32) 注12と同 一四七頁。

(33) 「内務卿伊藤博文から沖縄県令鍋島直彬宛て内達」(琉球大学附属図書館「原忠順文庫」所蔵)。

(34) ここで述べられている「島尻地方の陰謀」とは、島尻地方の細民による県庁への内通のことであると推測される。『琉球見聞録』には、「其人を拘引するや那覇小禄豊見城辺の細民等密に県官に通情する者衆多あいて」と記されている(注12書一四四頁参照)。

(35) 富川の脱清については、注17書に詳しい。

(36) 西里喜行「自己決定権回復底流に(識者評論)」(『琉球新報』二〇一五年六月一日)。

(37) 「松田道之・木梨精一郎宛侯野他復命書」(沖縄県公文書館所蔵)。

(38) 原忠順「稟申書」(久布白兼武『原応侯』原忠一発行、一九二六年)三七四頁。『原応侯』は編著者久布白兼武、発行者原忠一氏など原の親族や鹿島の有力者によって一九二六(大正一五)年に発行された原忠順の伝記である。現在一般公開はなされていない「祐徳文庫」所蔵の史料(「鍋島文書」含む)を中心に関係記録を丹念に駆使してかかれており、例えば沖縄での動向に関する箇所では『祐徳神社沖縄関係鍋島文書』(鍋島文書)から多く引用されていることが伺える。本稿では近世末期から明治初期の鹿島藩と置県直後の沖縄県の様子や原および鍋島直彬の動向を知るための資料として用いる。

(39) 注22と同 一五四頁。

(40) 「内務卿・大藏卿あて鍋島県令・原書記官連名の『内申』書」一八八一(明治一四)年一月二一日(金城正篤「初代沖繩県令鍋島直彬関係文書」『史料編纂室紀要』二九、二〇〇四年三月)一九四頁。「原忠順あて鍋島直彬書翰」(琉球大学付属図書館所蔵)中には、岩村の復命書の内容(項目)に関する記述が見られる。